

---

# 教 育

---



GIGA スクール構想（1人1台端末を用いた授業風景）

1	教育	331
2	生涯学習	348
3	青少年教育	354
4	文化	357
5	スポーツ振興	363

# 1 教育

## (1) 教育行政方針

### 基本方針1 時代の変化に対応した学校教育の充実

少子化の進行及び子どもたちの多様化の進展により、ますます重要性を増す学校教育について、保護者及び関係機関と連携を図りながら、更なる充実を図る。また、市内全域での教育の機会均等と公平性の確保を図るための環境整備に努める。

さらに、急激に進む情報化社会に対応するための情報活用能力の向上と合わせて、情報技術を活用した学校教育の在り方についても検討を進めるとともに、子どもたちが自ら主体的に課題に対応し、解決する力を身に付けるための教育を推進する。

### 基本方針2 将来を見据えた青少年教育の推進

少子化や家族形態の変化等により、子ども同士のコミュニケーションや異なる年齢層との交流が減少し、社会性や心の豊かさを育む機会が少なくなっている。そのため、豊かな社会性を養う社会活動への参加を推進する仕組みづくりや、学校・地域社会が連携して、貴重な学びや成長の機会の充実、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいく。

### 基本方針3 本市の特性を生かしたスポーツ活動の推進

本市では、霞ヶ浦でのウォータースポーツや筑波山麓でのスカイスポーツ、全国屈指のサイクリスポットであるつくば霞ヶ浦りんりんロードでのサイクリングなど、様々なスポーツに親しむことができる。

そのような本市の特性をPRするとともに、施設の維持管理・改修による魅力向上、利用手続の簡略化、スポーツイベントを契機とした関心の喚起等、誰もがスポーツに魅力を感じ、楽しく安全に利用できる環境の提供に努めることで、市民の健康増進や生きがいづくり、生涯スポーツ活動の推進につなげていく。

### 基本方針4 多様なニーズに対応した生涯学習の推進

市民の多様なニーズに対応した学びの機会の充実に努めるとともに、既存の活動の支援、活動拠点となる施設の老朽化対策などを行い、市民が自主的に学ぶことができる環境の整備に努める。

### 基本方針5 歴史・文化遺産の保存・継承と文化芸術活動の推進

本市の先人から引き継がれた貴重な歴史・文化遺産を適切に保存し、次の世代に継承するため、文化財の保存活用や施設の老朽化対策に努める。

また、市民一人ひとりが文化芸術に関心を持ち、生きがいや心の豊かさを育み、うるおいのある生活を送ることができるよう、市の文化芸術活動の拠点施設を有効活用し、市民が文化芸術鑑賞に親しむ環境の整備を推進するとともに、市外の人たちも活動する場所として活用できるようにすることで、関係人口の創出を図る。

## (2) 教育委員・事務局

### ア 教育委員

(令和6年7月1日現在)

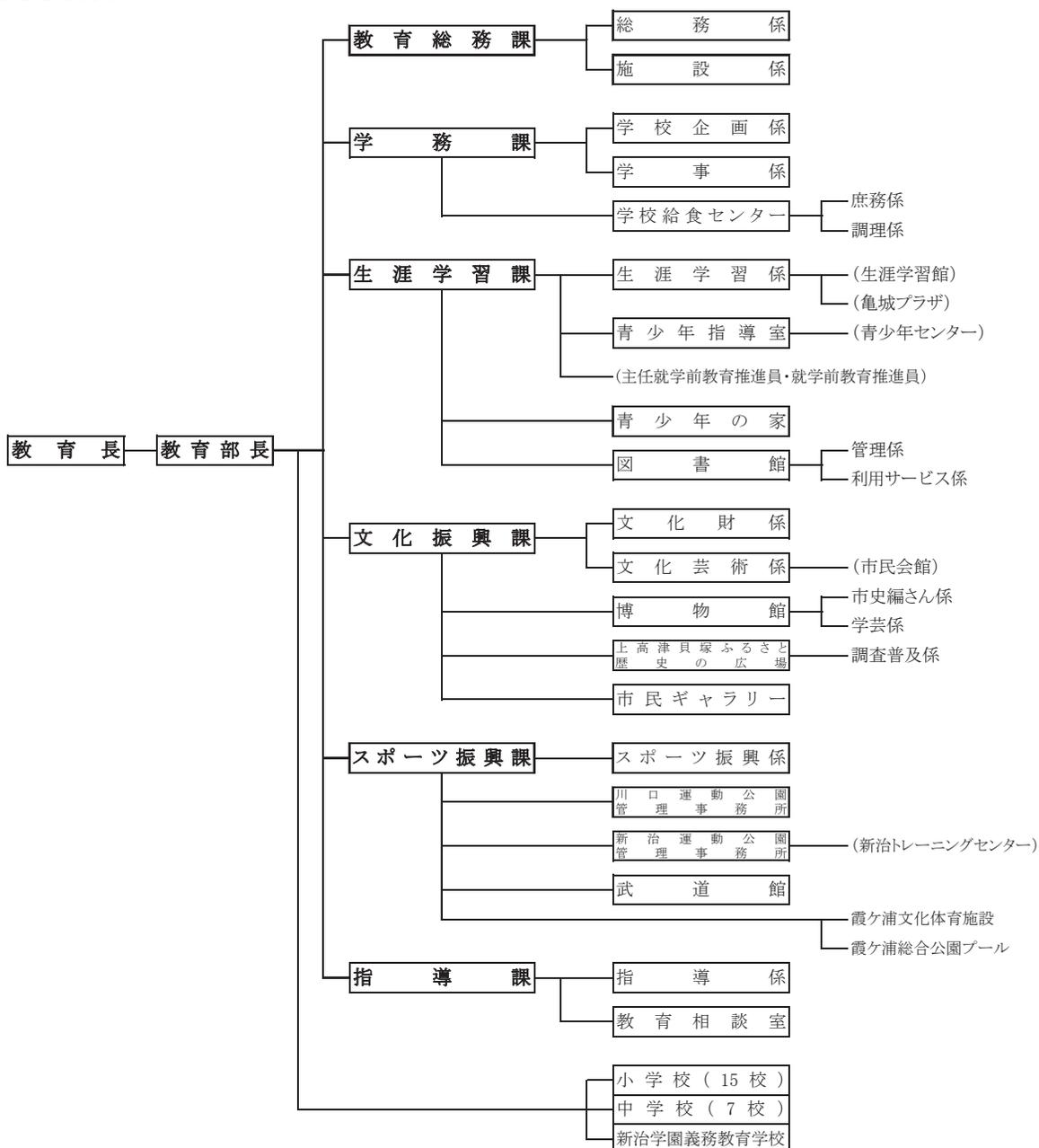
職名	氏名
教育長	入野浩美
教育長職務代理者	鈴木敏之
委員	福島幸子
〃	高橋信子
〃	石川一幸

### イ 歴代教育長

初代	野口敏雄	S28.4~S44.6	第5代	尾見彰一	H8.10~H15.11
第2代	長坂和夫	S44.8~S54.7	第6代	富永善文	H16.1~H24.9
第3代	日下部 晁	S54.8~H1.12	第7代	井坂 隆	H24.10~R3.3
第4代	青木利次	H2.1~H8.9	第8代	入野浩美	R3.4~

ウ 歴代教育委員

吉田忠重	S27.11～S31.9	堀越昭二	S57.3～S62.12
菊池朝三	S27.11～S34.4	濱田道雄	S59.10～S63.9
鈴木憲一	S27.11～S31.9	淀縄武雄	S59.12～H19.6
沢野銀一郎	S27.11～S31.9	中川敏夫	S62.12～H4.2
本橋茂一郎	S27.11～S28.5	本橋久	S63.10～H4.9
野口敏雄	S28.4～S44.6	青木利次	H2.1～H8.9
河合朝雄	S28.6～S30.4	中川清	H4.6～H6.8
堀越誠之	S29.11～S31.9	矢口一郎	H4.10～H8.9
色川恵一	S30.5～S31.9	平田洋子	H6.3～H22.3
岩松倉之助	S31.10～S32.10	御田寺信郎	H6.12～H12.8
鶴町光衛	S31.10～S33.6	尾見彰一	H8.10～H15.11
桜井秀三郎	S31.10～S36.11	木村憲	H8.10～H15.2
土肥岩之助	S32.11～S37.9	中川喜久治	H12.10～H15.12
吉田耕平	S33.10～S34.9	富永善文	H15.4～H24.9
吉岡荘助	S34.6～S43.9	武井紀	H15.12～H20.9
坂本仙之助	S34.11～S38.11	島岡宏明	H15.12～H26.12
平本義典	S37.3～S53.3	小原芳道	H19.6～H30.6
野村富郎	S37.11～S40.1	清水裕美	H20.10～H24.9
根本悟楼	S38.12～S41.12	橋本重信	H22.3～H30.6
柴沼富雄	S40.3～S45.12	木下謹子	H24.10～H28.9
堀越真一郎	S42.6～S47.6	井坂隆	H24.10～H28.9
土肥幹三	S43.10～S47.9	説田賢哉	H27.3～R1.12
長坂和夫	S44.8～S54.7	松延芳子	H28.10～R2.9
助川弘之	S46.6～S59.12	今野登喜子	H30.3～R4.3
柴沼晴彦	S47.8～S54.12	鈴木敏之	H30.6～
吉田明一	S47.10～S51.9	長沼早苗	R1.12～R4.12
島田幸喜	S51.10～S59.9	岡島学	R2.10～R5.3
高野正道	S53.3～H6.3	福島幸子	R4.3～
日下部晃	S54.8～H1.12	高橋信子	R4.12～
酒井亨	S54.12～S56.11	石川一幸	R5.6～



教育

(3) 学区審議会

本市の現在の小・中学校及び義務教育学校の学区は、昭和25年9月に定められ、昭和44年3月に、住宅団地の造成等による人口分布の変化及び交通事情の変化等社会情勢の変動に伴い、学区に不合理が生じたところから、これらを調整するため、教育委員会の諮問機関として市立小中学校学区問題協議会が設立された。更に新しいまちづくりの中で将来にわたる適正な学区編成を全市的視野で検討するためこれを発展的に解消し、昭和47年4月に土浦市学区審議会条例が制定され、20名以内の委員で学区審議会が発足し、教育委員会の諮問により小・中学校及び義務教育学校の通学区域（学区）の編成について審議を行っている。

※審議会委員の構成（令和6年6月1日現在）

市立小中学校長及び義務教育学校長	3名
市立小中学校及び義務教育学校のPTA役員	4名
市議会議員	4名
学識経験者	3名
教育委員会が必要と認めた者	

## (4) 市内小中学校及び義務教育学校通学区域

(令和6年4月1日現在)

小学校・義務教育学校	中学校・義務教育学校	通学区域
土浦小	土浦第一中	中央一丁目、中央二丁目、東崎町、城北町、川ロ一丁目、川ロ二丁目、大和町、大町、大手町、文京町、千束町、生田町、立田町、田中町、田中一丁目、田中二丁目、田中三丁目、虫掛、常名の一部、桜町四丁目、湖北一丁目、湖北二丁目、穴塚の一部、矢作、飯田、佐野子、粕毛
下高津小	土浦第四中	下高津二丁目、下高津三丁目、下高津四丁目、中高津一丁目、中高津二丁目、中高津三丁目、上高津、穴塚の一部、上高津新町、国分町、天川一丁目、天川二丁目、桜ヶ丘町、永国の一部
東小	土浦第三中	中、中村西根の一部
	土浦第四中	永国の一部、永国台、永国東町
大岩田小	土浦第六中	大岩田、霞ヶ岡町、小岩田東一丁目、小岩田東二丁目、小岩田西一丁目、小岩田西二丁目、鳥山一丁目、鳥山二丁目、鳥山三丁目、鳥山四丁目、鳥山五丁目
真鍋小	土浦第二中	真鍋一丁目、真鍋二丁目、真鍋三丁目、真鍋四丁目、真鍋五丁目、真鍋六丁目、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、木田余、木田余東台一丁目、木田余東台二丁目、木田余東台三丁目、木田余東台四丁目、木田余東台五丁目、木田余西台、殿里、東都和、若松町、東若松町、板谷七丁目的一部
都和小	都和中	並木五丁目、都和二丁目、都和三丁目、板谷一丁目、板谷二丁目、板谷三丁目、板谷四丁目、板谷五丁目、板谷六丁目、板谷七丁目の一部、中貫、中都町一丁目、中都町二丁目、中都町三丁目、中都町四丁目、笠師町、東中貫町、今泉、小山崎、栗野町、紫ヶ丘
荒川沖小	土浦第三中	北荒川沖町、中荒川沖町、荒川沖東一丁目、荒川沖東二丁目、荒川沖東三丁目、荒川沖西一丁目、荒川沖西二丁目、荒川沖、荒川本郷、沖新田
中村小	土浦第三中	中村西根の一部、西根南一丁目、西根南二丁目、西根南三丁目、中村南一丁目、中村南二丁目、中村南三丁目、中村南四丁目、中村南五丁目、中村南六丁目、卸町一丁目、卸町二丁目、西根西一丁目、中村東一丁目、中村東二丁目、中村東三丁目
土浦第二小	土浦第一中	桜町一丁目、桜町二丁目、桜町三丁目、有明町、港町一丁目、港町二丁目、港町三丁目、蓮河原町、蓮河原新町、滝田一丁目、滝田二丁目
	土浦第四中	富士崎一丁目、富士崎二丁目、下高津一丁目、小松一丁目、小松二丁目、小松三丁目、小松ヶ丘町、千鳥ヶ丘町
上大津東小	土浦第五中	沖宿町、田村町、おおつ野一丁目、おおつ野二丁目、おおつ野三丁目、おおつ野四丁目、おおつ野五丁目、おおつ野六丁目、おおつ野七丁目、おおつ野八丁目
神立小	土浦第五中	神立町の一部、神立中央一丁目、神立中央二丁目、神立中央三丁目、神立中央四丁目、神立中央五丁目、中神立町、北神立町
右碕小	土浦第六中	右碕、摩利山新田
都和南小	都和中	並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、並木四丁目、東並木町、西並木町、常名の一部、都和一丁目、都和四丁目
乙戸小	土浦第三中	乙戸、乙戸南一丁目、乙戸南二丁目、乙戸南三丁目、小山田一丁目、小山田二丁目
菅谷小	土浦第五中	手野町、神立町の一部、菅谷町、白鳥町、神立東一丁目、神立東二丁目
新治学園義務教育学校	新治学園義務教育学校	藤沢、大畑、上坂田、下坂田、高岡、田宮、藤沢新田、田土部、永井、本郷、大志戸、小野、東城寺、小高、沢辺

## (5) 学校数・教職員数一覧表

(令和6年5月1日現在)

区 分		小 学 校	中 学 校	義務教育学校
学 校 数		15	7	1
児 童 ・ 生 徒 数 ( 人 )		5,754	2,960	466
学 級 数		272	123	23
教 室 数	普 通	284	123	26
	特 別	146	113	14
校 地 面 積 ( m <sup>2</sup> )		318,398	212,265	39,720
教 職 員 ( 人 )	教 員	361	230	35
	養護教諭・助教諭	16	7	2
	栄養教諭	2	0	1
	事務職員(県費)	17	7	2
	管 理 員	15	7	2
	計	411	251	42

## (6) 小学校施設の現状

(令和6年5月1日現在)

校 名	児 童 数	学 級 数	教 職 員 数	教 室 数		校 地 面 積 ( m <sup>2</sup> )
				普 通	特 別	
土 浦 小	554	23	34	24	18	15,843
下 高 津 小	504	22	33	23	12	24,812
東 小	356	16	25	16	8	16,049
大 岩 田 小	313	17	24	17	10	17,792
真 鍋 小	762	36	48	37	11	14,865
都 和 小	400	17	27	23	9	19,297
荒 川 沖 小	313	16	25	15	12	19,990
中 村 小	322	18	25	17	8	18,607
土 浦 第 二 小	439	18	30	20	9	18,327
上 大 津 東 小	380	17	25	17	6	12,367
神 立 小	454	21	34	23	10	32,118
右 廻 小	259	14	23	13	11	21,594
都 和 南 小	244	13	20	15	8	32,638
乙 戸 小	324	16	23	16	7	25,660
菅 谷 小	130	8	15	8	7	28,439
計 (15校)	5,754	272	411	284	146	318,398

## (7) 中学校施設の現状

(令和6年5月1日現在)

校名	生徒数	学級数	教職員数	教室数		校地面積 (㎡)
				普通	特別	
土浦一中	373	16	34	16	17	22,300
土浦二中	408	18	39	18	12	24,101
土浦三中	663	25	50	25	18	31,963
土浦四中	457	18	33	18	17	31,416
土浦五中	456	19	39	19	15	33,704
土浦六中	293	14	28	14	18	34,130
都和中	310	13	28	13	16	34,651
計(7校)	2,960	123	237	123	113	212,265

## (8) 義務教育学校施設の現状

(令和6年5月1日現在)

校名	児童数	学級数	教職員数	教室数		校地面積 (㎡)
				普通	特別	
新治学園(前期)	298	15	42	18	8	39,720
(後期)	168	8		8	6	
計	466	23	42	26	14	39,720

## (9) 幼稚園施設の現状

(令和6年5月1日現在)

園名	園児数	学級数	教職員数	園舎 面積(㎡)	園地 面積(㎡)	
						私立
	天川	77	4	6	671	3,296
	つくば国際短大附属	59	4	7	778	6,688
	計 3 園	439	17	32	4,207	17,706

(10) 特別支援学級

ア 知的障害、自閉症・情緒障害学級

(令和6年5月1日現在)

小 学 校	校名	土浦小	下高津小	東小	大岩田小	真鍋小	都和小	荒川沖小	中村小
	学級数	5 (3)	6 (3)	4 (2)	6 (3)	12 (5)	4 (2)	4 (2)	6 (3)
	児童数	32	41	25	32	69	27	23	39
	校名	土浦二小	上東小	神立小	右初小	都和南小	乙戸小	菅谷小	
	学級数	4 (2)	5 (3)	6 (3)	3 (2)	4 (2)	4 (3)	2 (1)	
	児童数	25	30	39	19	23	28	10	
中 学 校	校名	土浦一中	土浦二中	土浦三中	土浦四中	土浦五中	土浦六中	都和中	
	学級数	4 (1)	6 (3)	8 (3)	6 (3)	10 (5)	4 (2)	5 (2)	
	生徒数	21	37	41	31	49	21	28	
義 務 教 育 学 校	校名	新治学園							
	学級数	6 (3)							
	児童生徒数	36							

( )は自閉症・情緒障害分を再掲

イ 難聴・言語障害学級

令和6年度は開設なし

ウ 通級指導教室(言語、自閉症、情緒、学習障害)

(令和6年5月1日現在)

区分	言語	自閉症・情緒								LD・ADHD			
		学校名	土浦小学校	土浦小学校	下高津小学校	真鍋小学校	都和小学校	右初小学校	都和南小学校	土浦第二中学校	都和中学校	神立小学校	乙戸小学校
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1

エ 土浦市教育支援委員会

特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する、早期からの一貫した教育支援を充実させるため、同委員会を設置し、教育委員会の諮問に応じ、上記の幼児等に対する教育相談及び支援並びに当該幼児等の就学に関し必要な事項について調査審議を行う。

同委員会は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する16人の委員をもって組織する。

※ 委員の構成(令和6年7月1日現在)

医師	3名
学校教育関係の職員	8名
児童福祉施設の職員	2名
学識経験者	2名
市の職員	1名

## 教育施設の整備充実

### 1. 学校施設・設備の重点施策

教育施設の安全性、教育環境の変化に配慮した施設の整備充実を図る。

- (1) 学校施設の長寿命化計画に基づき、長寿命化改良工事を実施する。
- (2) 要配慮児童生徒が入学予定の学校にエレベーターを整備する。

### 学校施設建築及び整備等の経過

#### (11) 学校施設建設の推移

【校舎建築】

小学校校舎 ※R：鉄筋コンクリート造り、S：鉄骨造

学校名	校地面積	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
土浦小学校	15,843	10-1	R	3	H26.2	8,097	H25年度改築工事済
下高津小学校	24,812	1-1.2.3.4	R	3	S43.9	4,524	H26年度補強・改造工事済 R 1年度非構造部材耐震化済
		7	R	3	S49.8	753	H26年度補強・改造工事済 R 1年度非構造部材耐震化済
東小学校	16,049	16-1	R	3	S50.9	1,212	H23年度補強・改造工事済
		16-2	R	3	S51.3	1,283	H23年度補強・改造工事済
		16-3	R	3	H1.3	625	
		28	S	2	H27.3	493	
大岩田小学校	17,792	8-1	R	3	S47.3	1,491	H22年度補強・改造工事済
		8-2	R	3	S48.3	559	H22年度補強・改造工事済
		8-3	R	2	S49.3	348	H22年度補強・改造工事済
		8-4.5	R	3	S52.3	1,110	H22年度補強・改造工事済
		8-6	R	3	S56.3	2,091	H22年度補強・改造工事済
真鍋小学校	14,865	8-1.2	R	2	S51.3	888	
		8-3	S	2	S58.1	183	
		11.12	R	1	S54.6	1,934	H23年度補強・改造工事済
		18	R	5	H17.1	5,954	
都和小学校	19,297	10-1.2	R	2	S49.8	1,103	H15年度耐震化済・改造工事済
		21	R	3	H28.1	5,213	H27年度改築工事済
荒川沖小学校	19,990	1-1.2	R	3	S45.11	2,746	H26年度補強・改造工事済 R 1年度非構造部材耐震化済
		13	R	2	S48.3	1,443	H26年度改造工事済 R 1年度非構造部材耐震化済
		19	R	2	S55.3	729	H24年度補強工事済 R 1年度非構造部材耐震化済

学校名	校地面積	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備 考
中村小学校	18,607	17	R	3	S53.2	2,573	H23年度補強・改造工事済
		20	R	3	S54.3	1,342	H23年度補強・改造工事済
土浦第二小学校	18,327	1	R	3	S46.3	1,750	H25年度補強・改造工事済
		20	R	3	S54.5	1,537	H25年度改造工事済
		22	R	3	S54.7	1,696	H25年度補強・改造工事済
上大津東小学校	12,367	15	R	2	S53.3	1,524	
		22	S	1	S58.3	251	
		28	S	2	H23.2	496	
		32	S	2	H26.3	497	
神立小学校	32,118	1-1.2	R	3	S49.10	2,285	H11年度補強・改造工事済
		1-3.4	R	3	S52.3	1,038	H11年度補強・改造工事済
		1-5	R	3	S60.2	280	
右廻小学校	21,594	1-1	R	3	S54.3	1,634	H26年度補強・改造工事済
		1-2	R	3	S54.3	2,232	H26年度補強・改造工事済
		1-3	R	3	H3.3	1,037	H26年度改造工事済
都和南小学校	32,638	1の一部	R	3	S58.2	4,157	
		1の一部	R	3	S58.2		
乙戸小学校	25,660	1の一部	R	3	S59.3	3,647	
		1の一部	R	3	S59.3		
菅谷小学校	28,439	5の一部	R	3	S61.3	3,461	
		5の一部	R	3	S61.3		

中学校校舎

学校名	校地面積	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備 考
土浦第一中学校	22,300	21-1	R	4	S52.3	1,146	H23年度補強・改造工事済
		24	R	4	S53.3	1,683	H23年度補強・改造工事済
		25	S	1	S54.2	338	H27年度補強・改造工事済
		26	R	4	S54.5	2,358	H23年度補強・改造工事済
土浦第二中学校	24,101	29-1.2.3.4	R	4	S49.10	5,720	H24年度補強・改造工事済
土浦第三中学校	31,963	24-1	R	4	S54.2	3,095	H23年度補強・改造工事済
		24-2	R	4	S55.3	1,480	
		24-3	R	4	S56.3	946	H23年度補強・改造工事済
		24-4	R	4	S59.2	533	
		28	R	1	S56.3	286	
土浦第四中学校	31,416	17-1.2.5	R	4	S47.3	2,448	H25年度補強・改造工事済
		17-3.4	R	4	S57.1	3,825	R5年長寿命化改良工事済
		37-1	R	1	H9.3	293	
土浦第五中学校	33,704	21-1	R	3	S53.12	1,345	H27年度補強・改造工事済
		21-2	R	3	S53.12	1,566	H27年度補強・改造工事済
		21-3	R	3	S57.3	915	H27年度改造工事済
		38	R	1	H18.2	215	
		39	S	2	H24.3	441	
土浦第六中学校	34,130	1の一部	R	4	S57.2	5,818	H29年度改造工事済
		1の一部	R	4	S57.2		H29年度改造工事済
		2	R	1	S57.2	286	
都和中学校	34,651	1の一部	R	4	S59.3	5,664	
		1の一部	R	4	S59.3		
		2	R	1	S59.3	289	

義務教育学校校舎

学校名	校地面積	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
新治学園 義務教育学校	39,720	18-1	R	3	H30.3	2,559	
		18-2	R	3	H30.3	1,268	
		23	S	1	H30.3	188	
		26	R	2	H30.3	3,338	

小学校屋内運動場

学校名	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
土浦小学校	10-2	R	2	H26.2	880	H25年度改築工事済 校舎棟と一体
下高津小学校	5	S	2	S47.3	828	H21年度補強・改造工事済 H29年度非構造部材耐震化済
東小学校	21	S	2	S57.3	794	H29年度非構造部材耐震化済 R5年度長寿命化改良工事済
大岩田小学校	15	S	2	S54.3	957	H21年度補強・改造工事済 H28年度非構造部材耐震化済
真鍋小学校	11.12	R	2	S54.6	1,934	H23年度補強・改造工事済 校舎棟と一体 H28年度非構造部材耐震化済
都和小学校	11	S	2	S52.3	964	H21年度補強・改造工事済 H29年度非構造部材耐震化済
荒川沖小学校	15	S	2	S53.3	957	H21年度補強・改造工事済 H29年度非構造部材耐震化済
中村小学校	23	S	2	S54.8	957	H21年度補強・改造工事済 H29年度非構造部材耐震化済
土浦第二小学校	27	R	1	H28.3	958	H27年度改築工事済
上大津東小学校	20	S	2	S57.1	794	
神立小学校	8.9	R	2	S54.10	1,657	H11年度耐震化済、校舎と一体 H27年度非構造部材耐震化済 R4年度長寿命化改良工事済
右粕小学校	8	S	2	S56.3	949	H21年度補強・改造工事済 H29年度非構造部材耐震化済
都和南小学校	2	S	2	S58.3	969	H27年度非構造部材耐震化済
乙戸小学校	2	S	2	S59.3	794	H27年度非構造部材耐震化済
菅谷小学校	7	S	2	S61.3	794	

中学校屋内運動場

学校名	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
土浦第一中学校	31-1	R	3	H2.5	1,353	柔剣道場と一体 H27年度非構造部材耐震化済
土浦第二中学校	43	R	2	H5.3	1,207	H27年度非構造部材耐震化済
土浦第三中学校	35	R	2	H4.3	1,224	H27年度非構造部材耐震化済
土浦第四中学校	37-2	R	2	H9.3	1,397	H27年度非構造部材耐震化済
土浦第五中学校	37	R	2	H17.2	1,226	H27年度非構造部材耐震化済
土浦第六中学校	5	R	2	S57.3	1,064	H27年度非構造部材耐震化済 H29年度改造工事済
都和中学校	3	R	2	S59.3	1,064	H27年度非構造部材耐震化済

義務教育学校屋内運動場

学校名	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
新治学園 義務教育学校	22	R	2	H30.3	1,163	

中学校柔剣道場建築

学校名	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
土浦第一中学校	31-1	R	3	H2.5	1,353	屋内運動場と一体 H29年度非構造部材耐震化済
土浦第二中学校	38	S	2	S58.7	811	H29年度非構造部材耐震化済
土浦第三中学校	38	S	1	H20.2	659	H29年度非構造部材耐震化済
土浦第四中学校	33	S	1	H1.3	641	H29年度非構造部材耐震化済
土浦第五中学校	32	S	1	H3.3	687	H29年度非構造部材耐震化済
土浦第六中学校	15	S	1	H5.2	687	H29年度非構造部材耐震化済
都和中学校	11	S	1	H6.1	687	H29年度非構造部材耐震化済

義務教育学校柔剣道場建築

学校名	棟番	構造	階数	建築年度	保有面積	備考
新治学園 義務教育学校	24	S	1	H30.3	700	

※R：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造

プール建築

学校名	概要	建築年度	備考
土浦小学校	25m × 11.8m 6コース	S60.7	
下高津小学校	25m × 11.8m 6コース	S49.7	
東小学校	25m × 11.8m 6コース	S49.7	老朽化により使用停止中
大岩田小学校	25m × 11.8m 6コース	S49.7	老朽化により使用停止中
真鍋小学校	25m × 11.8m 6コース	S50.10	
都和小学校	25m × 11.8m 6コース	S48.7	
荒川沖小学校	25m × 11.8m 6コース	H6.3	
中村小学校	25m × 11.8m 6コース	S47.7	
土浦第二小学校	25m × 11.8m 6コース	S47.7	
上大津東小学校	25m × 7.8m 4コース	S44.7	
神立小学校	25m × 11.8m 6コース	S50.7	老朽化により使用停止中
右舂小学校	25m × 11.8m 6コース	S54.7	
都和南小学校	25m × 11.8m 6コース	S58.7	老朽化により使用停止中
乙戸小学校	25m × 11.8m 6コース	S59.7	
菅谷小学校	25m × 11.8m 6コース	S61.7	老朽化により使用停止中
土浦第一中学校	25m × 15.1m 7コース	S40.7	
土浦第二中学校	25m × 15.1m 7コース	S43.7	H14年度補強工事済
土浦第三中学校	25m × 15.1m 7コース	S43.7	H15年度補強工事済
土浦第四中学校	25m × 15.1m 7コース	S44.7	H16年度補強工事済
土浦第五中学校	25m × 15.1m 7コース	S44.7	
土浦第六中学校	25m × 13.6m 7コース	S57.5	
都和中学校	25m × 13.6m 7コース	S59.7	

## (12) 就学助成

## ア 奨学資金制度

## 奨学資金給与基金制度（昭和40.4.1奨学基金制度実施）

本市奨学資金制度は、市内に住所を有する者で、進学の意志と能力を有しながら、経済的理由により高等学校へ進学することが困難な生徒に対して、その意志を達成させることを目的として、昭和40年度から実施している（月額7,000円を給付）。

## (13) 高校・私立学校等

## ア 県立中学校

(令和6年5月1日現在)

区分	校名	所在地	生徒数(人)	学級数	職員数(人)
県立	土浦第一高等学校附属中学校	土浦市真鍋四丁目4-2	239	6	20

## イ 私立中学校

(令和6年5月1日現在)

区分	校名	所在地	生徒数(人)	学級数	職員数(人)
私立	常総学院中学校	土浦市中村西根 1010	290	10	35

## ウ 私立中等教育学校

(令和6年5月1日現在)

区分	校名	所在地	生徒数(人)	学級数	職員数(人)
私立	土浦日本大学中等教育学校	土浦市小松ヶ丘町4-46	862	26	90

## エ 県立、私立高等学校（県立5、私立3）

(令和6年5月1日現在)

区分	校名	所在地	生徒数(人)	学級数	職員数(人)
県立	土浦第一高校	土浦市真鍋四丁目4-2	718	18	71
"	土浦第一高校(定時制)		95	4	12
"	土浦第二高校	" 立田町9-6	950	24	78
"	土浦第三高校	" 大岩田1599	709	18	67
"	土浦工業高校	" 真鍋六丁目11-20	655	18	80
"	土浦湖北高校	" 菅谷町1525-1	690	18	55
私立	土浦日大高校(全日制)	" 小松ヶ丘町4-46	1,838	53	211
"	土浦日大高校(通信制)		103	-	45
"	つくば国際大学高校	" 真鍋一丁目3-5	430	18	58
"	常総学院高校	" 中村西根1010	1,612	49	151
計	8 校		7,800	220	828

## オ 私立短期大学

(令和6年5月1日現在)

区分	校名	所在地	学生数	学科	職員数
私立	つくば国際短期大	土浦市真鍋六丁目7-10	120	保育科	15

## カ 私立大学

(令和6年5月1日現在)

区分	校名	所在地	学生数	学科	職員数
私立	つくば国際大学	土浦市真鍋六丁目20-1	1,376	理学療法科 看護学科 保健栄養科 診療放射線科 臨床検査科 医療技術科	131
	アール医療専門職大学	土浦市湖北二丁目10-35	217	理学療法科 作業療法科	32

## キ その他

(令和6年5月1日現在)

校名	所在地	生徒数	学級数	職員数
土浦特別支援学校	土浦市上高津1238	260	小 25 中 15 高 15	139

## (14) 学校保健

学校における保健教育・保健管理の充実強化を図り、児童生徒及び教職員の健康保持・増進に努める。

### ア 学校保健の充実

- (ア) 児童・生徒及び教職員の健康診断の実施
- (イ) 児童・生徒の生活習慣病予防検診の実施
- (ウ) 心臓検診の実施
- (エ) 脊柱側弯症の早期発見と姿勢の矯正指導
- (オ) 学校保健会の事業推進
- (カ) 学校保健委員会等との連携

### イ 学校医等委嘱状況

#### ■委嘱人数等一覧

(令和6年4月1日現在)

区分	委嘱医数(人)	配置人数(延べ人数)	備考
内科・小児科	29	47	各小・中学校及び義務教育学校に1～3名配置
眼科	7	23	各小・中学校及び義務教育学校に1名配置
耳鼻咽喉科	6	23	各小・中学校及び義務教育学校に1名配置
整形外科	6	6	1人当り3～5校の小・中学校及び義務教育学校を担当
心臓検診担当	1	1	全小・中学校及び義務教育学校を担当
歯科医	30	31	各小・中学校及び義務教育学校に1～2名配置
薬剤師	16	23	各小・中学校及び義務教育学校に1名配置
計	95	154	

### ウ 令和5年度 児童・生徒体位測定結果(平均値)

#### ■男子

区分	小学校						中学校		
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
身長(cm)	116.9	123.1	128.8	134.2	139.7	146.6	153.8	160.5	166.4
体重(kg)	21.9	25.4	28.8	32.0	36.8	41.3	47.0	51.5	57.2

#### ■女子

区分	小学校						中学校		
	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳
身長(cm)	115.8	122.2	127.9	134.4	141.5	148.7	151.9	154.5	155.7
体重(kg)	21.4	24.2	27.8	31.6	36.7	42.3	46.0	48.2	50.1

## (15) 学校給食

衛生的で栄養バランスのとれた給食の充実を図るとともに、学校給食センターの施設・設備の適正な管理に努め、安心安全な学校給食を目指す。

学校給食の食材については、地産地消を積極的に取り組みながら、食育に関する指導の充実に努める。

### ア 学校給食の充実

- (ア) 地場産物の活用促進
- (イ) 食育に関する指導の充実（食育指導、給食指導、給食だより、給食メッセージ等）
- (ウ) 食物アレルギーを持つ児童生徒への対応
- (エ) 学校給食の安全確保と栄養バランスのとれた給食の提供
- (オ) 給食費の未納対策強化

### イ 学校給食の状況

#### 1. 実施方法

##### ■食数等一覧

(令和6年5月1日現在)

	小学校	中学校	義務教育学校	計	小・中学校及び義務教育学校 土浦一高附属中学校を含む 完全5日制, 3献立制
施設数	15校	8校	1校	24校	
給食数	6,186食	3,440食	515食	10,141食	

#### 2. 給食費(保護者等負担額)

- ・小学校・前期課程（児童）4,200円/月（4,400円うち公費200円）
  - ・中学校・後期課程（生徒）4,700円/月（4,900円うち公費200円）
  - ・土浦第一高等学校附属中学校 4,900円/月
  - ・教職員 4,900円/月
- （注）令和5年10月分から令和7年3月分まで無償化

##### ■1食当りの費用

区分	金額	区分		
		主食(ごはん等)	牛乳	おかず
小学校・前期課程	270円21銭	79円90銭	65円73銭	124円58銭
中学校・後期課程	301円41銭	87円61銭		148円07銭

#### 3. 施設概要

学校給食センター	
設置場所	土浦市藤沢969-2 電話846-2601
敷地	6,883.68㎡
延床面積	4,901.14㎡
建物内訳	給食センター・ゴミ置場・ダンボール保管庫・受水槽ポンプ室・駐輪場・排水除害施設機械室
構造	鉄骨造2階建て
調理能力	4,000食×3献立(最大12,000食/日)
供用開始	令和2年9月

#### 4. 運営

##### (1) 学校給食センター運営審議会

教育委員会の諮問に応じて、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議を行う。

同審議会は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、委員15人以内をもって組織する。

※審議会委員の構成（令和6年度は13名）

市議会議員	3名
市立学校長	3名
市立学校のPTAの代表	2名
市立学校の学校医	1名
市立学校の学校薬剤師	1名
所属保健所の職員	1名
学識経験者	2名

##### (2) センター職員

###### ■給食センター職員数

(令和6年4月1日現在)

所長	事務職員	栄養教諭等	栄養士	計
1人	4人 (うち会計年度 任用職員1)	4人 (県栄養教諭3 県講師(栄養)1)	4人 (うち会計年度 任用職員2)	13人

##### (3) 給食内容

給食実施予定日数 令和6年度195日

献立委員会を実施し、給食内容の充実した献立を作成し提供している。

米飯給食を主に、概ね1ヶ月間にはパン給食5～6回、めん給食2～3回となっている。

## 2 生涯学習

### (1) 生涯学習

市民の多様なニーズに対応した学びの機会の充実に努めるとともに、既存の活動の支援、活動拠点となる施設の老朽化対策などを行い、市民が自主的に学ぶことができる環境の整備に努める。

また、図書館の活用をはじめ、各種講座の展開や、団体・指導者の育成など総合的に生涯学習を推進する。

#### ア 方針

- (1) 家庭教育支援の充実
- (2) 学習機会の充実
- (3) 地域社会で活躍する人材の育成
- (4) 「土浦市子ども読書活動推進計画」に基づく取り組みの推進
- (5) 図書館サービスの充実

#### イ 事業概要

- ①家庭教育・生涯学習活動支援の充実
  - ・親力アップ講座の開催（乳幼児期・学童期・思春期）
  - ・家庭教育学級活動の支援
  - ・学校支援ボランティア活動の推進
  - ・生涯学習推進計画に基づく生涯学習の推進
  - ・学校・家庭・地域・行政の連携体制の充実
- ②学習機会の充実
  - ・公民館・生涯学習館講座の開催、人権に関する学習の推進等
  - ・いきいき出前講座の拡大
  - ・生涯学習情報の提供
- ③地域社会で活躍する人材の育成
  - ・同好会活動等の育成支援
  - ・人材バンク事業の拡大

### (2) 地区公民館

#### ○方針

- (1) 学習機会を効果的に提供し、現代社会に対応する生涯学習活動を推進する
- (2) 文化活動の振興を図り、文化のかおり高い地域づくりを推進する
- (3) 地域住民の交流を図り、明るい家庭、住みよい環境づくりを推進する

#### ○主な事業

##### 1. 各種講座の開設

各地区公民館主催の講座

##### 2. 生活文化活動の開催

地区文化祭、市民委員会地区活動

##### 3. 展示活動

小・中・義務教育学校児童生徒の絵画・習字展、同好会作品展、各種講座作品展

##### 4. 各種運動の推進

図書貸出等による読書活動の推進、専門部による広報活動の推進、花いっぱい運動等の推進

##### 5. 育成活動

各種同好会・サークルの育成、市民委員会・スポーツ協会の地区活動の推進、児童の健全育成の推進（チャレンジクラブ事業等）

○開館時間 午前9時～午後10時

○休館日

- ・毎週月曜日（当該日が国民の祝日に当たるときは、その翌日も休館日とする）

- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日
- ・年末年始（12月29日～翌年1月3日）

○利用申込 使用する日の前月1日から受付。申込は、直接各地区公民館へ。（3日前までに）  
インターネットによる予約は使用する日の前月2日から受付。

#### ア 一中地区公民館（平成5年11月開館）

- 所在地 〒300-0044 大手町13番9号  
TEL：821-0104 FAX：821-0193
- 面積 敷地面積：1,468㎡ 延床面積：1,750㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造3階建
- 施設 会議室1・2、集会室、和室1・2・3、視聴覚室、調理室、保育室、  
図書室、展示ホール、事務室
- 駐車場 40台

#### イ 二中地区公民館（昭和60年7月開館）

- 所在地 〒300-0026 木田余1675番地  
TEL：824-3588 FAX：824-3553
- 面積 敷地面積：3,052㎡ 延床面積：1,223㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 会議室1・2、集会室、和室1・2・3、視聴覚室、調理室、保育室、  
図書室、事務室、ロビー
- 駐車場 90台

#### ウ 三中地区公民館（昭和58年10月開館）

- 所在地 〒300-0843 中村南四丁目8番14号  
TEL：843-1233 FAX：843-1294
- 面積 敷地面積：4,194㎡ 延床面積：1,213㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 学習室1（図書館分館）・2・3（調理室）・4・5（視聴覚室）・6・7、  
休養室1・2・3、集会室、ロビー、事務室
- 駐車場 70台

#### エ 四中地区公民館（昭和55年10月開館）

- 所在地 〒300-0814 国分町11番5号  
TEL：824-9330 FAX：824-9337
- 面積 敷地面積：4,679㎡ 延床面積：1,217㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 学習室1・2・3、会議室、集会室、休養室（和室）、視聴覚室、調理室、  
図書室、展示ホール、事務室
- 駐車場 96台

#### オ 上大津公民館（昭和53年5月開館）

- 所在地 〒300-0025 手野町3252番地  
TEL：828-1008 FAX：828-1006
- 面積 敷地面積：2,190㎡ 延床面積：725㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 会議室、集会室、和室、調理室、研修室、図書室、ロビー、事務室
- 駐車場 40台

力 六中地区公民館（昭和61年11月開館）

- 所在地 〒300-0836 烏山二丁目2346番地1  
TEL：842-3585 FAX：842-3509
- 面積 敷地面積：4,327㎡ 延床面積：1,219㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 学習室1（図書室）・2・3・4（調理室）・5・6（視聴覚室）・7、  
集会室、保育室、休養室、展示コーナー、事務室
- 駐車場 100台

キ 都和公民館（昭和63年7月開館）

- 所在地 〒300-0061 並木五丁目4824番地1  
TEL：832-1667 FAX：832-1659
- 面積 敷地面積：4,272㎡ 延床面積：1,243㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 会議室1・2、集会室、和室1・2・3、視聴覚室、調理室、保育室、  
図書館分館、展示ホール、事務室
- 駐車場 63台

ク 新治地区公民館（昭和49年7月開館・平成25年10月新築移転）

- 所在地 〒300-4115 藤沢982番地  
TEL：862-2673 FAX：862-5516
- 面積 敷地面積：7,772㎡ 延床面積：1,888㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 集会室、調理実習室、研修室1・2・3・4、視聴覚室1・2、  
和室1・2、図書館分館、ギャラリーラウンジ、談話サロン、事務室  
(太陽光発電設備、中水利用設備等設置)
- 駐車場 139台

地区公民館利用状況

公民館名	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	利用件数(件)	利用者数(人)	うち公民館主催講座受講者数(人)	利用件数(件)	利用者数(人)	うち公民館主催講座受講者数(人)	利用件数(件)	利用者数(人)	うち公民館主催講座受講者数(人)
一中地区公民館	1,745	19,521	387	2,778	32,261	439	2,794	35,909	455
二中地区公民館	1,116	15,246	156	1,630	21,819	491	1,780	28,408	620
三中地区公民館	1,899	24,602	251	2,639	37,539	473	2,945	43,229	604
四中地区公民館	1,998	27,803	316	2,600	34,986	392	2,743	42,122	517
上大津公民館	610	7,307	416	794	11,546	435	757	11,901	452
六中地区公民館	1,862	28,894	374	2,751	36,498	464	2,842	38,477	460
都和公民館	1,272	13,310	710	1,851	19,405	928	1,932	22,955	643
新治地区公民館	1,411	15,693	555	2,026	19,965	519	2,348	29,086	622
計	11,913	152,376	3,165	17,069	214,019	4,141	18,141	252,087	4,373

(3) 土浦市立図書館

方針 土浦市立図書館は、市民のニーズや課題に対応した図書館サービスの充実を計画的に図り、児童・生徒に対しては、「第3次土浦市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動・教育の支援に努める。

所在地 〒300-0036 大和町1番1号 (TEL 823-4646 FAX 822-3316)

施設概況 平成29年11月開館 アルカス土浦内（市民ギャラリー・銀行・学習塾・交番との併設）

- 地上4階建（うち、図書館として2・3・4階を使用）  
延べ床面積5,118㎡（情報ステーション、おはなしのへや、研修室、事務室等）
- 分館 ○三中地区公民館内（平成10年10月設置、延床面積約100㎡）  
○都和公民館内（平成11年10月設置、延床面積約80㎡）  
○神立地区コミュニティセンター内（平成14年5月設置、延床面積約150㎡）  
○新治地区公民館内（平成25年10月設置、延床面積約313㎡）
- サービス ○貸出・閲覧サービス（図書・雑誌・新聞・録音資料・映像資料等の収集、保存及び貸出（貸出・予約・リクエスト受付））  
○情報サービス（複写サービス、レファレンスサービス、館内インターネット・オンラインデータベース・電子図書館サービス・音楽配信サービス、国会図書館デジタル化資料閲覧サービス）  
○利用者サービス（児童サービス（ブックスタート事業、おはなし会、学校支援事業、読書感想文事業等）、青少年サービス（青少年向け図書の展示・学生ボランティアの養成・活動）、障害者サービス（障害があり来館することが困難な方への郵送サービス・対面朗読サービス））  
○その他サービス（自主講座の開催、本の通帳サービス、託児サービス）

休館日・開館時間

	図書館（アルカス土浦内）	分館
休館日	第1月曜日を除く月曜日（祝日の場合を除く） 年末年始（12月29日～翌年1月4日） 特別整理日	月曜日 祝日（その日が月曜日にあたる場合は翌日も） 年末年始（12月29日～翌年1月4日） 特別整理日
開館時間	平日：午前10時～午後8時 土・日・祝日：午前10時～午後6時	午前10時～午後5時

蔵書数（分館含む） 総資料数 515,908点

蔵書種別内訳

蔵書種別	図書 493,862冊			
	一般書	児童108,148		地域資料
		読み物・絵本	紙芝居	
冊数	364,573	106,078	2,070	21,141

（令和6年4月1日現在）

資料種別	その他の資料 22,046点			
	録音資料		映像資料	雑誌
	カセット	CD	DVD	
点数	3	4,667	5,656	11,720

図書館利用状況

《個人貸出》登録者数

55,676人（令和6年4月1日現在）

貸出状況等の内訳

（令和5年度）

	配架資料数	開館日数	貸出点数（点）		貸出者数（人）		来館者数（人）	
			貸出点数	1日当たり	貸出者数	1日当たり	来館者数	1日当たり
土浦市立図書館	435,724	309	526,691	1,704	152,720	494	411,283	1,331
三中地区分館	15,532	276	63,980	231	19,824	72	24,125	87
都和分館	13,713	276	15,892	57	5,699	21	7,460	27
神立地区分館	18,430	276	51,979	188	14,921	54	16,423	59
新治地区分館	32,509	276	33,331	120	9,122	33	19,013	68
Web（貸出延長）	—	—	55,964	—	25,006	—	—	—
合計	515,908		747,837		227,292		478,304	

《団体貸出》 団体40団体／延べ利用回数265回／貸出点数3,802点

（うち学校13団体／延べ利用回数69回／貸出点数1,388点）

(4) 土浦市生涯学習館（平成22年4月1日開館）

本施設は、広域の社会教育施設として親しまれてきた「土浦・石岡地方社会教育センター」の解散に伴い、平成22年4月に開館した。また、平成29年11月の図書館移転に伴い、平成30年4月より旧図書館で使用していた3・4階を研修室として整備した。

○方針

(1)これまで培われてきたものを生かしながら、広く一般市民の方にも利用できる生涯学習施設として活用し、本市における生涯学習の振興を図り、市民が自ら文化教養を高めることを支援する。

(2)「より広く、より豊かに、より新しく」を目標として、大学・病院等との共催講座や魅力ある講座等の開催及び内容の充実とあわせて参加者層の拡大を図る。

○所在地 〒300-0045 文京町9番2号

(TEL:822-3381, FAX:822-3388)

○面積 敷地面積:6,336㎡ 延床面積:2,596㎡

○施設 研修室1～10、会議室、和室、視聴覚室、ロビー、事務室 ほか

○開館時間 午前9時～午後10時

○休館日 ・毎週月曜日

（該当日が国民の祝日に当たるときには、その翌日も休館日とする）

・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日

・年末年始（12月29日～翌年1月3日）

○利用申込 使用する日の前月1日から受付。

○利用状況

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
利用件数(件)	利用者数(人)	利用件数(件)	利用者数(人)	利用件数(件)	利用者数(人)
4,967	45,285	5,683	53,827	4,875	46,233

(5) その他の施設

ア 土浦市荒川沖東部地区学習等供用施設（昭和51年10月開館）

- 所在地 〒300-0871 荒川沖東二丁目12番1号
- 面積 敷地面積：654㎡ 延床面積：362㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 学習室1・2、集会室、保育室（和室）、休養室（和室）、事務室
- 駐車場 5台
- 開館時間 午前9時～午後9時

イ 土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設（平成3年7月開館）

- 所在地 300-0874 荒川沖西二丁目11番28号（南支所との併用施設）
- 面積 敷地面積：744㎡ 延床面積：334㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造2階建
- 施設 学習室1・2、集会室、保育室（和室）、休養室（和室）、ホール、事務室
- 駐車場 5台
- 開館時間 午前9時～午後9時

ウ 土浦市藤沢集会所（昭和62年4月開館）

- 所在地 〒300-4115 藤沢1860番地5
- 面積 敷地面積：224㎡ 延床面積：132㎡
- 構造 木造平屋建
- 施設 大会議室（洋室）、小会議室（和室）1・2、調理室
- 駐車場 なし
- 開館時間 午前9時～午後10時

### 3 青少年教育

青少年がより豊かな人間性を培う機会を提供するため、関係機関や家庭との連携のもと、地域ぐるみの指導・相談体制の充実を図る。また、青少年団体の育成及び指導者の養成に努め、青少年の多様な交流活動を推進する。

#### (1) 青少年指導室

青少年の非行防止及び環境浄化について、青少年関係の機関及び団体が中心となり、民間有志者の参加を得て、活動をより効果的に推進するための拠点である。

所在地 大和町9番2号(ウララ2ビル8F) TEL 823-7838

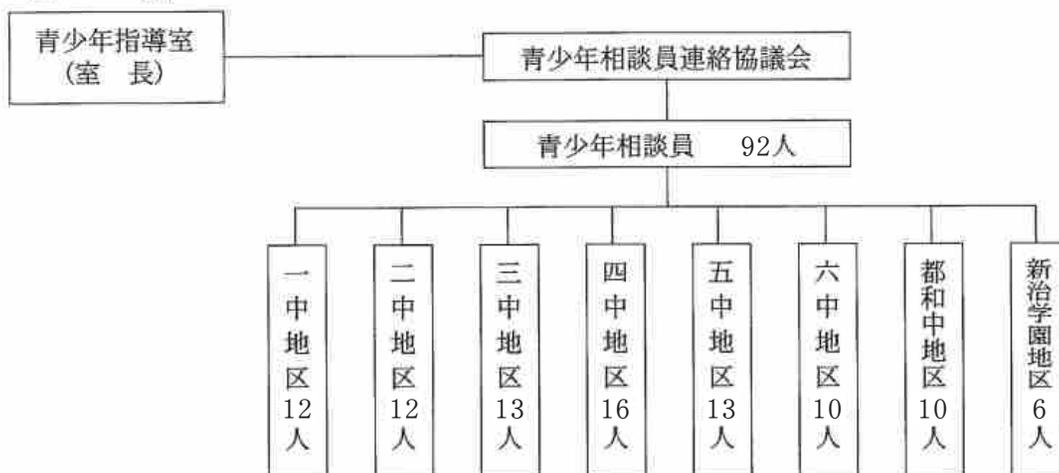
#### ア 業務

街頭指導、青少年相談、有害環境の浄化、関係機関との連携、情報の収集、資料の作成、広報活動

#### イ 相談員

青少年相談員 92人

#### ウ 組織



※各地区に組織された街頭指導活動が行われている。

#### エ 活動

##### (ア) 指導活動

少年非行の早期発見未然防止を目的に、青少年相談員による街頭指導を計画的に実施し、青少年への助言指導にあたっている。

##### (イ) 相談活動

青少年や保護者などから非行防止に関する相談や依頼を受けてこれらに対して適切な助言や指導をするほか対象少年の矯正などの必要な措置を講じている。

##### (ウ) 環境浄化活動

- ・「青少年の健全育成に協力する店」登録等活動
- ・有害図書・有害DVD等自動販売機調査
- ・「白ポスト」の設置(有害図書の回収)
- ・土浦市まちづくり市民会議、PTA、子ども会育成会等各種団体との協力活動

##### (エ) 研修活動

青少年相談員の資質及び指導技術の向上を図るために次の研修会を実施する。

- ・土浦市青少年相談員研修会
- ・青少年相談員視察研修
- ・県主催研修会への参加
- ・各地区ブロック別研修会

## (2) 土浦市青少年問題協議会

青少年問題協議会は、青少年の健全育成に関する総合的施策について協議する。

- ア 設 置** 昭和38年7月2日（昭和24年任意発足）  
**イ 構 成** 市長、市議会代表2名、関係行政機関職員若干名、学識経験者若干名、家庭裁判所の職員1名

## (3) 子ども会育成

子ども会は、各町内に組織されており、年間計画に従って事業及び行事を行っている。

活動内容は、社会的行事活動、奉仕活動、安全活動、文化学習活動、体育的活動など各町内子ども会がそれぞれ特色のある活動をしている。

これらの子ども会の育成組織として子ども会育成会があり、運営活動の援助及び指導にあたっている。

- ・子ども会数 141団体
- ・会 員 数 10,240人（子ども会安全共済会加入数：令和6年3月31日現在）

### ア 子ども会巡回指導

各地区子ども会の要望により支援部会員を派遣し、各地区子ども会活動の振興を図る。

### イ 子ども会指導者、育成者の表彰

子ども会の育成振興を図るため、昭和25年から子ども会及び育成会の指導者、育成者等の表彰を行っている。

## (4) 土浦市子ども会育成連合会

### ア 目 的

市民が相互に連携して、地域における児童の友愛と自主性を育てる子ども会を育成し、より良くその福祉を増進し、児童の健全育成を図る。

### イ 重点目標

- ・子どもたちに連帯感、責任感、自主性を持たせるための事業や活動の推進を図る。
- ・子ども会指導者の研修に努め、子ども会における活動内容の充実を図る。
- ・各小学校地区子ども会育成連合会をとおり、地域ぐるみの子ども会活動の充実を図る。
- ・子ども会安全共済会加入の促進と事故防止・安全教育の推進を図る。
- ・子どもたちが将来立派な社会人となるための人づくりを図る。

### ウ 事 業

- ・子ども図画・習字展表彰式、展示会
- ・子ども会指導者養成講習会
- ・子ども会支援部会員派遣指導
- ・土浦市子どもまつり
- ・土浦郷土かるた子ども会対抗中央大会
- ・「土浦郷土かるた」史跡めぐり
- ・親子サマーチャレンジ
- ・親子サイクリング

### エ その他の事業・業務

- ・優良子ども会等の表彰
- ・子ども会安全共済会の加入促進
- ・広報紙「市子連だより」発行

(5) 青少年の家

ア 目 的

青少年が宿泊共同生活をとおして自分の個性と能力を発見し、より豊かな人間性を培い、仲間とともにたくましく社会に育っていくことを念願し開設された。

イ 所在地 乙戸1099番地 TEL 842-8429

ウ 開設 昭和49年10月1日

エ 施設  
 ・敷地面積 31,619.66㎡  
 ・建物面積 1,352.50㎡(鉄筋コンクリート2階建)  
 ・宿泊人員 200人  
 ・設 備  
 宿泊室 13室、研修室、第一会議室(食堂)、第二会議室(談話室)、  
 浴室、厨房、キャビン、炊飯場、キャンプ場、野球場(2面)、野外便所、  
 足洗場、水飲場、野外炊事場、営火場、野外教室兼食堂、  
 野外温水シャワー室、多目的広場

オ 休館日  
 ・毎週火曜日(その日が祝・休日にあたる場合は、その翌日)  
 ・年末年始(12月29日～1月3日)

■宿泊室及びキャビン利用料

対 象 区 分	市内の利用者	市外の利用者
小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒1人1泊につき	275円	550円
上記以外の利用者1人1泊につき	550円	875円

備 考 冷暖房を利用する場合は、上記の額に1人につき105円を加算した額とする。  
 (利用料の減免)

- ・教育委員会が主催する事業・義務教育における宿泊共同学習の場合は全額免除
- ・本市に登録されている青少年団体 (一部減額)

■青少年の家利用状況

年 度	宿泊室		キャビン		テント		キャンプ場		会議室・ 研修室		多目的広場		野球場		その他		計	
	団体 数	人 数	団体 数	人 数	団体 数	人 数	団体 数	人 数	団体 数	人 数	団体 数	人 数	団体 数	人 数	団体 数	人 数	団体 数	人 数
R3	2	15	0	0	1	39	33	1,103	53	1,180	66	1,853	21	580	0	0	176	4,770
R4	21	315	0	0	19	444	83	3,268	147	5,623	60	2,139	31	1,147	0	0	361	12,936
R5	27	512	0	0	15	310	59	2,212	112	4,514	0	0	38	1,260	0	0	251	8,808

## 4 文 化

市民一人ひとりが生きがいや心のうるおいを得られる地域づくりを目指し、文化芸術活動の振興に努める。

また、各種イベントの開催による文化芸術活動の推進をはじめとして、文化芸術を楽しむことのできる機能の充実、文化財の保護・活用を図るとともに、集客力の高い展覧会事業の企画に努める。

### (1) 文化芸術活動・文化事業の推進

#### ア 土浦市美術展の開催（第76回）

日本画・洋画・彫刻・美術工芸・書・写真・デザインの7部門で構成される美術展覧会の開催

会 期 令和5年11月25日（土）～12月3日（日）

会 場 土浦市民ギャラリー

出品点数 354点

来場者数 1,580人

#### イ 土浦市文化祭の開催

土浦市文化祭は土浦市文化協会の主催事業として、春季と秋季に分けて行っている。

##### ・春季美術展覧会

春季美術展覧会は、土浦市文化協会加盟の3団体（土浦美術協会、常陸彫友会、茨城獅子頭彫刻研究会土浦支部）が参加して、例年5月に「春の文化祭」として開催している。

会 期 令和5年5月20日（土）～28日（日）

会 場 土浦市民ギャラリー

来場者数 2,425人

##### ・土浦市文化祭（秋季）

土浦市文化協会の詩吟、茶華道、バレエ、囲碁将棋、演劇映画、芸文鑑賞、邦楽、音楽、民謡民舞、交響楽、民俗文化、能楽、祭囃子各連盟の団体が参加して文化祭を開催している。

会 期 令和5年10月1日（日）～12月17日（日）

会 場 クラフトシビックホール土浦（市民会館）、亀城プラザ、生涯学習館、うらら大屋根広場、ワークヒル土浦

来場者数 4,846人

#### ウ 土浦薪能の開催に対する支援

土浦城址本丸内において、土浦薪能倶楽部が、歴史的遺産の保護及び古典芸能の振興、歴史と伝統を生かしたまちづくりの推進を目的として開催する「土浦薪能」を支援している。

##### ・第24回土浦薪能

開催日 令和5年10月3日（火）

会 場 土浦城址本丸内

来場者数 615人

## エ 芸術・文化団体等の活動促進

市内を中心に活動する各種文化団体等で組織された土浦市文化協会に対して、その活動を積極的に支援するとともに、文化協会加盟団体の連携の強化や組織の充実、文化・芸術活動の活性化と振興を図る。土浦市文化協会には、令和6年4月現在15連盟65団体約2,500人が入会して、積極的に活動している。

毎年開催される春季美術展覧会及び土浦市文化祭はこの文化協会により開催している。

## (2) クラフトシビックホール土浦（市民会館）管理運営及び文化事業の充実

市民会館の運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入している。なお、建物の老朽化が著しく、耐震補強も必要であることから、平成29・30年度に設計業務を、平成30・令和元年度に耐震化及び大規模改造工事を実施した。また、令和2年5月より、株式会社クラフトをパートナー企業としたネーミングライツを導入し「クラフトシビックホール土浦」の愛称となった。

今後も本市の文化芸術活動の拠点として、市民が利用しやすい施設となるような人的なサービスの向上及び快適な施設環境を提供していくよう努めるとともに、幼児から高齢者まで幅広い層を対象とした魅力ある自主文化事業を実施し、地域における文化芸術の振興を図る。

### ア 施設概要

位 置	東真鍋町2番6号
敷地面積	16,548㎡
建築面積	3,251㎡(附属建物含む)
構 造	鉄筋コンクリート造 地上3階
延床面積	5,925㎡(附属建物含む)
着 工	昭和42年10月1日
竣工・開館	昭和44年2月・4月26日
改修着工	平成30年12月19日
改修竣工	令和2年3月15日
リニューアルオープン	令和2年5月24日

### イ 館内各室概要

○大ホール	客席 1,019席（1階593席、2階426席）
	舞台 間口15.0m 高さ7m 奥行9.0m
	楽屋 3室
○小ホール	客席 288席
	舞台 間口7.0m 高さ4m 奥行5m
	楽屋 3室
○その他	会議室 3室、和室、リハーサル室、展示ホール

### ウ 駐車場

駐車可能台数	317台
--------	------

### (3) 土浦市民ギャラリー

市民にとって身近な芸術鑑賞の場を提供し、芸術文化の振興を図るため、土浦市民ギャラリーにおいて、收藏美術品や本市にゆかりのある郷土作家・芸術家等に関する展覧会の充実を図る。

#### ☆利用案内

- ・開館時間 午前10時～午後6時
- ・休館日 月曜日（祝日を除く）、年末年始（12月29日～1月3日）、展示替え等による臨時休館日
- ・貸しギャラリー使用料

区分(面積)	使用料(日額)	
	市内	市外
オープンギャラリー1 (50㎡)	2,550円	3,875円
オープンギャラリー2 (52㎡)	2,650円	3,975円
オープンギャラリー3 (52㎡)	2,650円	3,975円
オープンギャラリー4 (50㎡)	2,550円	3,875円
展示ギャラリー1 (147㎡)	11,000円	16,500円
展示ギャラリー2 (135㎡)	10,190円	15,280円

①所在地：〒300-0036 土浦市大和町1番1号 (TEL 029-846-2950 FAX 029-846-2951)

#### ②施設の概要

土浦駅に隣接して建てられたアルカス土浦の1階にあり、2階～4階は土浦市立図書館となる。アルカス土浦駐車場共用：普通車82台分、バイク駐輪場：13台分、自転車89台分。建物：鉄骨造4階建（1階部分）。施設積約930㎡。展示室：オープンギャラリー（約216㎡）天井高4m。展示ギャラリー（約290㎡）天井高4m。收藏庫：收藏庫（約120㎡）、前室（約15㎡）他。事務室、主催者控室他。

#### ③沿革・概要

平成27（2015）年9月に着工し、平成29年11月27日開館。展示室は個展・グループ展向きの明るく開放的な展示室「オープンギャラリー」（第1～4室）と、白と黒を基調とし本格的な美術展覧会の開催も可能な「展示ギャラリー（第1～2室）」からなる。收藏庫には土浦市が所有する美術品が保管されている。

#### ④收藏品

土浦ゆかりの洋画家・渡辺浩三や日本画家・浦田正夫などの作品を所有し、收藏美術品展として所蔵作品の公開も行っている。

#### ⑤事業概要

- (ア) 收藏美術品展・企画展等の開催
- (イ) 貸しギャラリーに関する業務
- (ウ) 市民ギャラリーの管理運営業務

#### (4) 文化財の保存と活用

本市は「土浦城跡および櫓門」をはじめとし、多数の国・県・市指定の文化財や貝塚・古墳及び集落跡等の埋蔵文化財の包蔵地が各地に存在する文化財の豊富な地域であるため、これら文化財の保護、保存に努めるとともに活用を図る。

##### ア 方針

歴史文化の継承と、文化財を活かしたまちづくりを進めるため、令和5年度に文化庁長官の認定を受けた「土浦市文化財保存活用地域計画」を基に、下記の方向性に基づく諸事業を実施します。

方向性1：土浦の優れた歴史文化遺産を見出し、保存を図る

- 遺産の把握・収集を推進する
- 遺産の適切な保存を推進する

方向性2：優れた歴史文化遺産を活用して、土浦市の魅力向上を図る

- 市史の情報発信を推進する
- 地域の魅力向上を推進する
- まちづくりへの貢献を推進する

方向性3：歴史文化遺産の保存・活用の仕組みをつくり、様々な連携を図る

- 人材の育成を推進する
- ネットワークの構築・拡張を推進する
- 文化財管理基盤の強化を推進する

##### イ 文化財保護事業

- 文化財の調査・指定と保存・活用  
郷土の歴史や文化を伝える文化財を調査・保存するとともに、市民に明らかにして活用を図る。
- 歴史資料の収集  
歴史の解明や先人の足跡を明らかにするため、郷土の歴史や文化を伝える資料を収集する。
- 埋蔵文化財の保護  
開発行為等に伴う埋蔵文化財保護の充実に努める。
- 文化財愛護団体の育成  
市民が自発的に組織している「土浦市文化財愛護の会」の活動を支援するとともに、育成と推進を図る。

##### 【土浦城址整備概要】

土浦城は、永享年間に築城されたといわれており、数百年の栄枯盛衰の歴史を辿りながら、多くの遺産を伝えてきた。昭和10年に土浦にふさわしい公園とするために、城址の大改修が行われ、現在の亀城公園の基礎が出来た。一方、昭和27年茨城県文化財保護条例の規定による茨城県指定文化財「史跡第1号」の指定を受け、文化財としての保護が図られることとなった。土浦城址は「都市公園」と文化財の史跡という二つの性格を持っている。昭和59年には、土浦城址整備検討委員会が立ち上がり、昭和61年には土浦城址整備委員会が発足し、整備を行ってきた。

##### 【土浦城址整備経過】

年 度	内 容
S61年度 ～ 62年度	郁文館正門解体保存修理
S61年度 ～ 62年度	櫓門解体修理
H元年度 ～ 3年度	西櫓復元工事
H6年度 ～ 7年度	西櫓土塁修復
H8年度	東櫓土塁復元工事
H8年度 ～ 10年度	東櫓復元工事
H16年度	本丸土塀復元整備工事
R4年度	霞門保存改修工事

## ○ 文化財の状況（国・県・市指定）

R6.4.1現在

種 別	国	県	市	計
建 造 物	1	3	15	19
美 術 工 芸 品	絵 画	1	4	11
	彫 刻	1	9	42
	工 芸 品	7	14	55
	書 跡		3	5
	古 文 書			7
	考 古 資 料	1	4	15
	歴 史 資 料		1	12
有 形 民 俗 文 化 財			7	7
無 形 民 俗 文 化 財		3	6	9
史 跡	1	3	41	45
名 勝			2	2
天 然 記 念 物		2	5	7
計	12	46	223	281

○ 国認定重要美術品 7 ○ 国選択無形民俗文化財 2 ○ 登録有形文化財建造物 19

## (5) 土浦市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場

## ○土浦市立博物館

土浦市に関わる人々の生活及び文化に関する歴史・民俗などの資料を調査・収集・保存・展示している。

## ○上高津貝塚ふるさと歴史の広場（考古資料館）

国指定史跡上高津貝塚に関する資料を収集・保管・展示すると共に、土浦市の埋蔵文化財を調査・収集・保存・展示している。

## ☆利用案内

## • 開館時間

午前9時から午後4時30分まで

## • 入館料(博物館)

一般200円(150円) 高校生以下無料 ※( )は20名以下の団体

## • 入館料(上高津貝塚)

一般150円(110円) 高校生以下無料 ※( )は20名以下の団体

## • 休館日

毎週月曜日・祝日の翌日（ただし、祝日の翌日が土・日にあたるときは開館）、年末年始（12月28日～1月4日）、その他展覧会準備等の期間

## ア 土浦市立博物館

①所在地：〒300-0043 土浦市中央一丁目15番18号 (TEL 029-824-2928 FAX 029-824-9423)

### ②施設の概要

亀城公園西側の土浦城二の丸跡に位置し、城郭をイメージした外観となっている。敷地面積：1,482㎡、第1駐車場：普通車13台分、第2駐車場：普通車38台分。建物：鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階建、延床面積：2,539㎡。展示部門(625㎡)、收藏部門(651㎡)、その他附属展示館として亀城公園内に復元された土浦城東櫓(木造2階建111㎡)があり、上記の入館料で見学できる。

### ③沿革・概要

昭和63(1988)年7月2日開館。主に土浦市域の歴史・民俗を通史的に展示・解説してきたが、これまでに収集した資料をより安全な展示環境のもとで公開し、調査研究の進展に応じた最新の情報を発信するため、平成19年7月3日にリニューアルオープンして、総合展示を行っている。また、令和4～5年に空調設備を中心として大規模改修工事を実施した。東櫓では復元された建物の特徴や土浦城の概要などを展示・解説している。

### ④收藏品・展示品

土浦市内の歴史・民俗資料を幅広く収集し、研究・公開している。主な收藏品としては土浦藩主土屋家旧蔵の刀剣類(国宝・重文含む)・茶道具、県指定文化財の色川三中関係資料、傘式地球儀や坤輿万国全図などの地理学関係資料、関流砲術関係資料などの近世の歴史資料のほか、霞ヶ浦沿岸の漁業関係資料などの民俗資料があり、季節ごとに展示品を入れかえ、多様な資料を紹介している。

### ⑤事業概要

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| (ア) 特別展・テーマ展等の開催       | (イ) 歴史・民俗資料の収集保存と活用 |
| (ウ) 博物館紀要など歴史研究刊行物の発行  | (エ) 博物館実習・校外学習・出前講座 |
| (オ) 土浦市史編さん資料の整理・調査・研究 |                     |

## イ 上高津貝塚ふるさと歴史の広場(考古資料館)

①所在地：〒300-0811 土浦市上高津1843番地 (TEL 029-826-7111 FAX 029-826-6088)

### ②施設の概要

史跡公園として整備した国指定史跡「上高津貝塚」とガイダンス施設「考古資料館」から構成されている。敷地面積：49,788㎡(その内史跡公園：44,423㎡)。駐車場：大型バス3台、普通車50台分。建物：鉄筋コンクリート造、地上2階建、延床面積：1,764㎡。展示部門(467㎡)、收藏部門(269㎡)、そのほか、史跡公園には、貝層平面範囲展示や貝層断面展示施設、竪穴住居等の復元建造物などがある。

附属展示館として上坂田地区に武者塚古墳展示施設がある。附属展示館は見学無料。

### ③沿革・概要

縄文時代後晩期の関東地方を代表する大規模貝塚として、昭和52(1977)年に国の史跡指定を受け、平成7年10月17日に開館した。常設展示では、上高津貝塚を中心とした縄文時代の生活や文化について展示・解説している。また、毎年企画展等を開催し、考古資料を活用した地域の歴史の紹介に努めている。

### ④收藏品・展示品

土浦市内の考古資料を収集・研究し、展示公開している。主な收藏品として上高津貝塚出土品や重要文化財の茨城県武者塚古墳出土品、市内遺跡出土の資料のほか、ジオパークに関する資料がある。

### ⑤事業概要

- |                                      |                     |
|--------------------------------------|---------------------|
| (ア) 企画展・テーマ展等の開催                     | (イ) 考古資料の調査・収集保存と活用 |
| (ウ) 校外学習・出前講座・体験講座                   | (エ) 埋蔵文化財の発掘調査・保護指導 |
| (オ) 筑波山地域ジオパーク推進協議会の教育・学術部会事務局に関する業務 |                     |

## 5 スポーツ振興

### (1) 社会体育

#### ア 目標

社会体育にあつては、活力に富む市民生活を営むための基本となる健康づくり・体力づくりの条件の整備を図り市民総スポーツの実現に努める。

#### イ 方針

- (ア) スポーツ・レクリエーションの実践をとおして健康の維持増進を図り、明るい家庭づくりと住みよいまちづくりに努める。
- (イ) スポーツ・レクリエーション施設を適正に管理し、市民の利用促進に努める。

#### ウ 社会体育の振興

- 学校施設開放事業の実施
- スポーツ教室の開設とスポーツテストの実施
- 体育団体との連携と活動の推進
- スポーツ推進委員の実践活動の推進
- スポーツ少年団の育成
- スポーツ各種保険への加入の奨励
- 社会体育広報活動の推進
- レクリエーション活動の推進
- かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンの開催

#### エ 施設の整備充実

- 川口運動公園施設の整備と効率的な活用
- 霞ヶ浦文化体育会館の整備と効率的な活用
- ヒューナックアクアパーク水郷（水郷プール）の整備と効率的な活用
- 各体育施設の整備と効率的な活用

田中冷設神立野球場・一誠商事市民運動広場・南部田中冷設スポーツフィールド・乙戸ファミリースポーツ公園テニス場・中貫公園運動広場・右粕地区運動広場・武道館・木田余地区運動広場・新治運動公園・新治トレーニングセンター・本郷グラウンド

#### オ スポーツ推進委員

##### (ア) 組織

	スポーツ推進委員の定数	72名（任期2年）
（任期：令和7年3月31日まで）	土浦市スポーツ 推進委員協議会	一中地区スポーツ推進委員 11名
		二中地区 " 7名
		三中地区 " 11名
		四中地区 " 10名
		五中地区 " 8名
		六中地区 " 9名
		都和中地区 " 8名
		新治学園地区 " 8名

(イ) 活動状況

スポーツ推進委員は、広く住民のスポーツの推進を図るため、主に次のような活動をしている。

- スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整
- 各種スポーツ・レクリエーションの企画立案及び運営
- スポーツ活動の相談、指導、助言
- スポーツ指導者の発掘
- 地域住民のスポーツテストの実施と体力づくりの指導

カ 主な事業・行事

- 学校体育館の開放  
 中学校8校（一中、二中、三中、四中、五中、六中、都和中、新治学園）  
 小学校19校（土浦小、下高津小、東小、大岩田小、真鍋小、都和小、荒川沖小、  
 中村小、土浦第二小、上大津東小、神立小、右衄小、都和南小、  
 乙戸小、菅谷小、旧上大津西小、旧藤沢小、旧山ノ荘小、旧穴塚小）  
 県立高校1校（土浦工業高）
- 学校運動場の開放（都和南小、菅谷小、旧穴塚小、旧藤沢小、一中  
 夜間開放、土浦産業技術専門学院）
- 市民体育祭の実施（令和5年度11地区開催）
- かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンの開催

キ 体育施設

(ア) 川口運動公園

所在地 土浦市川口二丁目12番75号

建設年月 昭和24年1月起工 昭和29年10月完成

総面積 73,300㎡ (22,212坪)

競技施設(種目別) (イ) 陸上競技場 (ロ) 野球場 (ハ) 庭球場 (ニ) 運動広場

附属施設 川口運動公園管理事務所(陸上競技場施設) 木造平屋倉庫

○川口運動公園管理事務所 電話 821-1648

竣工年月日 昭和47年3月15日 建築面積 847.22㎡

起床面積 691.72㎡ 鉄筋コンクリート二階建・スタンド上家鉄骨造

事務室 医務室、更衣室、倉庫、便所 一階475.22㎡

会議室、放送室、倉庫 二階216.50㎡

○J: COMフィールド土浦(陸上競技場)

竣工年月日 昭和28年7月17日

総面積 35,395㎡

トラック面積 5,596㎡

フィールド面積 10,897㎡

スタンド面積 4,027㎡

その他面積 14,875㎡

規 格 及 び 場 内 施 設	1周の距離	400.00m	走巾路、三段挑砂場	2ヶ所
	最長直走路	145.00m	砲丸投げ	1ヶ所
	片側直走路	84.39m	ヤリ投	2ヶ所
	片側曲走路	115.61m	サッカー場	1面
	曲率半径	36.80m	円盤投、ハンマー投	1ヶ所
	走路巾員	10.00m		
	コース数	8コース	(直線9コース)	
収容人員	芝生スタンド		6,380人	

○J：COMスタジアム土浦（野球場）電話 824-5637

竣工年月 昭和25年11月（昭和48年改修、平成29年改修）

フィールド面積 12,990㎡

観客席面積 延床面積 8,620.68㎡ 建築面積 4,882.60㎡

収容人員 13,240人

- ・メインスタンド 3,650人
- ・1,3塁側スタンド 6,590人
- ・外野席 3,000人

規模 両翼99m センター長122m

管理棟 平成29年改修

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（1階関連諸室、2階観覧席）

スコアボード LED方式 平成24年2月竣工（令和6年改修）

照明設備 LED夜間照明灯4基

- ・全灯の場合（内野1500Lx 外野800Lx）硬式野球公式戦用
- ・3/5点灯の場合（内野750Lx 外野500Lx）軟式野球公式戦、硬式野球一般用
- ・2/5点灯の場合（内野500Lx 外野300Lx）軟式野球一般用
- ・1/4点灯の場合（内野300Lx 外野200Lx）レクリエーション用

○庭球場 電話 824-5636

竣工年月日 昭和29年9月30日（昭和47年度改修）

総面積 7,241㎡

コート数 8面 Aコート 6面（クレー舗装）、Bコート 2面（全天候舗装）

観覧席 1,800人

管理棟 竣工年月日 昭和47年8月31日

延床面積 179.14㎡ 鉄筋コンクリート造二階建 建築面積98.34㎡

事務室、医務室……1階 更衣室×2、観覧席……2階

○運動広場

面積 6,399㎡ 各種野球大会のサブグラウンド及び催物などで利用している。

(イ) 田中冷設神立野球場（神立公園野球場）2面

所在地 土浦市北神立町3番地 電話 831-6863

設置年月 昭和42年3月 日本住宅公団から移管

昭和50年6月 改修

敷地面積 16,873㎡

規模 両翼 85m・センター長105m

照明設備 夜間照明灯6基（水銀灯72、ナトリウム72）232Lx

(ウ) 中貫公園運動広場

所在地 土浦市東中貫3番地

設置年月 昭和42年3月 日本住宅公団から移管

敷地面積 6,500㎡

規模 多目的運動広場（サッカー、ソフトボール、少年野球等）

(エ) 霞ヶ浦文化体育会館（水郷体育館）

所在地 土浦市大岩田1051番地 電話 823-4811

規模 構造 鉄筋コンクリート造 1部鉄骨造 2階建

建築面積 6,165㎡

延床面積 7,605㎡

工期 起工 昭和56年10月

竣工 昭和58年5月

大体育室	1,778㎡ (36m×48m)
	バレーボール3面、バスケット2面、バトミントン8面 ハンドボール1面、卓球台24台、テニス2面 柔道2面、新体操2面 その他各種室内競技、レクリエーション、集会等 観覧席(2階1,341席 身障者用 6席)、仮設スタンド12基(672席) ステージ、楽屋兼選手控え室(2)、調整室、ミーティング室 救護室、器具庫(3)、レストコーナー(4)、便所 身障者用エレベーター
小体育室	626㎡ (20m×32m)
	バレーボール1面、バスケット1面、バトミントン3面 その他各種室内競技、レクリエーション、集会等 トレーニング室(330㎡)、軽体育室(121㎡)
玄関ホール	ラウンジ、幼児コーナー、事務室
文化施設	展示ホール、和室、会議室(2)、視聴覚室

(オ) お祭り広場・多目的広場

所在地	土浦市大岩田霞ヶ浦総合公園内	
竣工	昭和58年	
お祭り広場	19,500㎡	サッカー1面
多目的広場	28,000㎡	ソフトボール2面
便所	2棟	
多灯設備	水銀灯 29基	

(カ) 霞ヶ浦総合公園相撲場(水郷相撲場)

所在地	土浦市大岩田霞ヶ浦総合公園内	
竣工	平成13年3月	
面積	179.56㎡	
規模	屋根付相撲場	

(キ) **NAC** ヒューナックアクアパーク水郷(水郷プール)

所在地	土浦市大岩田霞ヶ浦総合公園内	
竣工	平成28年3月	
敷地面積	17,868㎡	
水面積	2,643㎡	
種類	流水プール 270m、多目的プール 25m×8コース、 ちびっ子プール・滑り台等、スライダープール 曲線80m、50m 直線30m×3本 管理棟 898㎡	

(ク) **R** 南部田中冷設スポーツフィールド(南部地区運動広場)

所在地	土浦市乙戸1129番地5	
竣工年月日	平成27年9月	
総面積	23,119㎡	
規模	多目的運動広場(野球場1面(少年2面)又はサッカー場1面(少年2面))	

(ケ) 右舩地区運動広場

所在地	土浦市右舩1601番地3	
竣工年月日	昭和59年6月7日	

総面積 17,345㎡  
規模 野球場1面、サッカー場1面

(コ) 土浦市立武道館

所在地 土浦市文京町10番16号 電話 822-8730  
竣工年月日 平成元年3月28日  
総面積 3,469㎡ (駐車場2,042㎡を含む)  
規模 • 延面積 1,476.47㎡ • 構造  
• 1F床面積 512.57㎡ \*鉄骨鉄筋コンクリート造3階建  
• 的場 20.87㎡ • 1F事務室、会議室、弓道場(6人立)  
• 2F床面積 478.95㎡ • 2F柔道場(2面224畳)  
• 3F床面積 484.95㎡ • 3F剣道場(2面)

(サ) 乙戸ファミリースポーツ公園テニスコート

所在地 土浦市卸町一丁目1番11号 電話 841-4005  
竣工年月日 平成2年3月17日  
総面積 2,000㎡  
規模 3面(全天候型)

(シ) ISSEI一誠商事市民運動広場(市民運動広場)

所在地 土浦市佐野子町260番地  
竣工年月日 平成2年6月30日  
総面積 95,591㎡(駐車場等を含む) 野球場  
規模 野球場 2面(少年野球・ソフトボール4面)  
多目的広場(サッカー・ラグビー・グラウンドゴルフ等)  
ゲートボール 6面  
自由広場(野球場サブグラウンド)

(ス) 木田余地区運動広場

所在地 土浦市木田余東台一丁目3883  
竣工年月 平成7年6月  
総面積 23,800㎡(駐車場3,130㎡を含む)  
規模 多目的運動広場(サッカー・ソフトボール・少年野球等)

(セ) 新治運動公園

所在地 土浦市藤沢801-1  
竣工年月 平成11年3月(平成26年野球場改修、令和5年多目的グラウンド改修)  
総面積 112,189㎡ 番地1  
規模 つくば電気通信新治グラウンド(多目的グラウンド)(サッカー・ラグビー1面(少年サッカー3面))  
雅電設ファミリー球場新治(野球場)1面(少年野球3面) 照明灯7灯  
テニスコート4面  
こども広場(少年サッカー、グラウンドゴルフ等)  
新治運動公園管理事務所 電話 862-1032  
竣工年月 平成11年3月  
起床面積 201.00㎡ 鉄筋コンクリート平屋造  
事務室、会議室、放送室、更衣室、便所、シャワー室

(ソ) 本郷グラウンド

所在地 本郷入会地離山番外1番地1

総面積 12,371㎡

規模 野球場1面 (少年野球2面)

(タ) 新治トレーニングセンター

所在地 土浦市藤沢990番地

竣工年月 昭和59年12月

総面積 1,424.24㎡

規模 バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン6面

(チ) 旧宍塚小学校

所在地 土浦市宍塚1478番地

総面積 10,050㎡ (校舎等含む)

規模 体育館、グラウンド

ク 体育施設使用料

(ア) 川口運動公園体育施設

(1) 体育施設使用料

区分	利用者	団体で利用する場合					個人で利用する場合
		9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時	9時以前又は17時以降に利用する場合(1時間つき)	9時～17時(2時間まで)
野球場	市内	3,570円	3,570円	3,570円	3,570円	1,785円	
	市外	5,350円	5,350円	5,350円	5,350円	2,675円	
陸上競技場	市内	1,755円	1,755円	1,755円	1,755円	875円	1人につき110円
	市外	2,640円	2,640円	2,640円	2,640円	1,320円	1人につき165円
庭球コート (1面につき)	市内	875円	875円	875円	875円		
	市外	1,320円	1,320円	1,320円	1,320円		

備考

1. 体育施設を団体で利用する場合において、当該団体が入場料を徴収するときの使用料は、1日につき当該入場料の最高額の100人分に相当する額とする。
2. 運動広場を団体で利用する場合において、当該団体が入場料を徴収するときの使用料は、1日につき当該入場料の最高額の20人分に相当する額とする。
3. 体育施設を9時以前から利用する場合(9時以降の区分と併せて利用する場合に限る。)において、その利用を開始する時間は、日の出の時間、利用者の利便性の向上及び安全の確保並びに周囲への影響その他の事情を考慮して、教育委員会がその都度定める時間からとする。この場合において、利用する時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。
4. 体育施設を17時以降に延長して利用する場合における延長の時間は、日没の時間、利用者の利便性の向上及び安全の確保並びに周囲への影響その他の事情を考慮して、教育委員会がその都度定める時間(野球場を17時以降に延長して利用する場合は、21時を限度とする。)までとする。この場合において、延長する時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

(2) 附属設備使用料

区分	利用者	団体で利用する場合					9時以前又は17時以降に利用する場合(1時間つき)
		9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時		
スコアボード一式	市内	1,320円	1,320円	1,320円	1,320円	1,320円	655円
	市外	1,975円	1,975円	1,975円	1,975円	1,975円	985円
放送設備一式	市内	550円	550円	550円	550円	550円	275円
	市外	825円	825円	825円	825円	825円	410円
夜間照明設備(野球場)	100パーセント点灯の場合	1時間まで15,280円。ただし、1時間を超える場合は、30分ごとに7,640円を加算する。					
	60パーセント点灯の場合	1時間まで9,070円。ただし、1時間を超える場合は、30分ごとに4,535円を加算する。					
	40パーセント点灯の場合	1時間まで5,910円。ただし、1時間を超える場合は、30分ごとに2,955円を加算する。					
	25パーセント点灯の場合	1時間まで3,670円。ただし、1時間を超える場合は、30分ごとに1,835円を加算する。					

備考

- (1) 体育施設の附属設備を9時以前から利用する場合(9時以降の区分と併せて利用する場合に限る。)において、その利用を開始する時間は、日の出の時間、利用者の利便性の向上及び安全の確保並びに周囲への影響その他の事情を考慮して、教育委員会がその都度定める時間からとする。この場合において、利用する時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。
- (2) 体育施設の附属設備を17時以降に延長して利用する場合における延長の時間は、日没の時間、利用者の利便性の向上及び安全の確保並びに周囲への影響その他の事情を考慮して、教育委員会がその都度定める時間(野球場を17時以降に延長して利用する場合は、21時を限度とする。)までとする。この場合において、延長する時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。
- (3) 運動公園内における売店の占用に係る使用料 1売店(売場面積は、10平方メートルを限度とする。)につき月額4,965円又は年額38,880円

(イ) 神立公園体育施設

(1) 体育施設使用料

区分	利用者	早朝	午前	午後	夜間
		9時まで	9時～13時	13時～17時	17時～21時
野球場 (1面につき)	市内	550円	1,100円	1,100円	1,100円
	市外	825円	1,650円	1,650円	1,650円

備考

1. 早朝の時間帯において、体育施設を利用する場合における利用の開始時間は、日の出の時間、利用者の安全の確保及び周囲への影響その他の事情を考慮して、教育委員会がその都度定める時間とする。
2. 早朝の使用料は、利用を開始する時間から9時までの料金とする。

(2) 附属設備使用料

区分	利用者	早朝	午前	午後	夜間
		9時まで	9時～13時	13時～17時	17時～21時
放送設備 一式	市内		875円	875円	
	市外		1,320円	1,320円	
夜間照明設備 (1面につき)	1時間まで4,400円。ただし、1時間を超える場合は、30分ごとに2,200円を加算する。				

(ウ) 霞ヶ浦文化体育会館 (令和4年9月1日施行)

(単位：円)

施設の名称	アマチュアスポーツに利用する場合										アマチュアスポーツ以外で、営利又は宣伝目的としない催物に利用する場合			個人使用料			
	団体使用料					団体使用料					団体使用料			高以下	一般		
	入場料を徴収しない場合					入場料を徴収する場合					入場料を徴収する場合						
	高校	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		
霞ヶ浦文化体育施設	大体育室	3,710	4,815	4,815	7,390	9,620	9,620	9,620	9,620	9,620	9,620	9,620	18,170	24,580	24,580	2時間まで ごとに1人 につき 130	2時間まで ごとに1人 につき 285
	小体育室	1,390	1,925	1,925	2,775	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	5,350	8,550	8,550		
	第一会議室	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	1,620	1,980	2,120		
	第二会議室	805	1,040	1,435	805	1,040	1,435	805	1,040	1,435	805	1,040	805	1,040	1,435		
	和室	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	2,120	1,620	1,980	1,620	1,980	2,120		
	視聴覚室	2,885	3,640	3,725	2,885	3,640	3,725	2,885	3,640	3,725	2,885	3,640	2,885	3,640	3,725		
展示ホール	2,795	3,535	3,640	2,795	3,535	3,640	2,795	3,535	3,640	2,795	3,535	2,795	3,535	3,640			

備考

- 1 利用時間がこの表に区分時間に満たない場合であっても、時間割計算は行わない。
- 2 団体使用料の適用を受ける団体は、その人数が20人以上の団体とする。ただし、その人数が20人に満たない場合であっても施設を占有する場合は、団体使用料を適用する。
- 3 団体使用料の適用を受ける場合において、やむを得ない事由により利用時間を超えた場合の使用料は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）につき、当該区分の額の1時間相当額とする。
- 4 この場合において、5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときはこれを5円とする。
- 5 営利、宣伝その他これらに類する目的に利用する場合の使用料は、「アマチュアスポーツ以外で、営利又は宣伝を目的としない催物に利用する場合」の「入場料を徴収する場合」の使用料を適用する。ただし、大体育室を利用する場合で、入場料を徴収するときの当該施設の使用料は、時間区分にかかわらず、当該入場料の最高料金の100人分の額（その額が50万円に満たないときは、50万円）とする。
- 6 「入場料を徴収する場合」とは、入場料又は料金を徴収す会員券、整理券その他これらに類する料金を徴収する場合をいう。
- 7 個人使用料は、回数券を用いて納入することができる。



## (附属設備等使用料)

種 別	使 用 料	
放 送 装 置	一式1回につき	3,650円
電 光 掲 示 板	一对1回につき	3,650円
オーバヘッドプロジェクター(O.H.P)	一式1回につき	2,465円
バレーボールコートマット	一式1日につき	122,820円
仮 設 ス タ ン ド	一基1日につき	12,840円
持込機器に係る電気料金	1キロワット1日につき	150円

種 別	施設の名称		使用料(1時間につき)
冷暖房設備	大体育室	アリーナ	1,300円
		観客席	1,300円
		ステージ	200円
		ミーティング室	160円
		控室	140円
	小体育室		1,700円

種 別	施設の名称		利用する床面積の区分	使用料(1時間につき)			
				全点灯の場合	3分の2点灯の場合	2分の1点灯の場合	3分の1点灯の場合
照 明 設 備	大体育室	アリーナ	全面	440円	300円	220円	150円
			3分の2	300円	200円	150円	100円
			2分の1	220円	150円	110円	75円
			3分の1	150円	100円	75円	50円
		ステージ		一列につき 10円			
		小体育室		80円		40円	

(エ) ヒューナックアクアパーク水郷  
プール入場料

区分	個人	回数券 (11枚つづり)	団体割引(20人以上)	
			市内	市外
一般・高校生	1,220円	12,200円	975円	1,100円
小・中学生	610円	6,100円	485円	550円
幼児(4歳以上就学前)	200円	2,000円	160円	180円
乳幼児(3歳以下)	無料			

(オ) 武道館

施設の名称	団 体 使 用 料				個人使用料
	午 前	午 後	夜 間	超過料金	
	8時30分 ～12時	12時 ～17時	17時 ～21時	1時間まで ごとに	
柔 道 場	770円	1,100円	875円	220円	1人2時間 までごとに 215円
剣 道 場	770円	1,100円	875円	220円	
弓 道 場	770円	1,100円	875円	220円	

備 考

- 1 利用時間が利用単位の時間に満たない場合であっても、時間割計算は行わない。
- 2 団体使用料の適用を受ける団体は、その人員が20人以上の団体とする。ただし、その人員が20人に満たない場合であっても施設を専用して使用するときは、団体使用料を適用する。
- 3 団体使用料の適用を受ける場合においてやむを得ない事由により使用時間が予定の区分時間を超えた場合の使用料は、超過料金に掲げる使用料金を適用する。
- 4 次の各号の場合は、この表にかかわらず、当該各号に掲げる使用料を適用する。
  - (1) 市内の小学校、中学校、小学校体育連盟又は中学校体育連盟が使用する場合、無料。
  - (2) 市内の高等学校又は市内の高等学校の生徒が使用する場合 規定料金の50パーセント
  - (3) 市外の小学校、中学校、高等学校又はこれらの児童若しくは生徒が使用する場合、規定料金の75パーセント
  - (4) その他市外の者が使用する場合 規定料金の150パーセント

(カ) 乙戸ファミリースポーツ公園テニス場

区分	利用者	9時～11時	11時～13時	13時～15時	15時～17時
庭球コート (1面につき)	市内	875円	875円	875円	875円
	市外	1,320円	1,320円	1,320円	1,320円

(キ) 新治運動公園

① つくば電気通信新治グラウンド (多目的グラウンド)

区 分		市 内	市 外	照明料
団体使用料	3分の1面	1,000円	2,000円	半面 1,650円 ／1時間  全面 2,200円 ／1時間
	半 面	1,500円	3,000円	
	3分の2面	2,000円	4,000円	
	全 面	3,000円	6,000円	
個人使用料	高校生以下	150円	300円	
	一 般	300円	600円	

施設の利用時間は、2時間を単位とする。

② テニスコート (1面) につき

区 分	市 内	市 外	照明料
9時～11時	875円	1,320円	215円／30分
11時～13時	875円	1,320円	
13時～15時	875円	1,320円	
15時～17時	875円	1,320円	
17時～19時30分	1,100円	1,650円	
19時30分～22時	1,100円	1,650円	

③ 雅電設ファミリー球場新治 (野球場) (1面)

利用区分		9時～13時	13時～17時	18時～22時	照明料
軟式野球 (学童) 又はソフトボール	市内の居住者	2,200円	2,200円	2,200円	2,750円/ 1時間
	市外の居住者	4,400円	4,400円	4,400円	
軟式野球 (学童を除く。)	市内の居住者	3,300円	3,300円	3,300円	
	市外の居住者	6,600円	6,600円	6,600円	

軟式野球 (学童) 及びソフトボール利用の際には、同時に3面の利用が可能であるが、軟式野球 (学童を除く) 利用の際には、1面での利用とする。

(ク) 新治トレーニングセンター

区 分	市 内	市 外
9時～11時	875円	1,320円
11時～13時	875円	1,320円
13時～15時	875円	1,320円
15時～17時	875円	1,320円
17時～19時30分	1,100円	1,650円
19時30分～22時	1,100円	1,650円

備考 利用時間が利用単位の時間に満たない場合であっても、時間割計算は行わない。

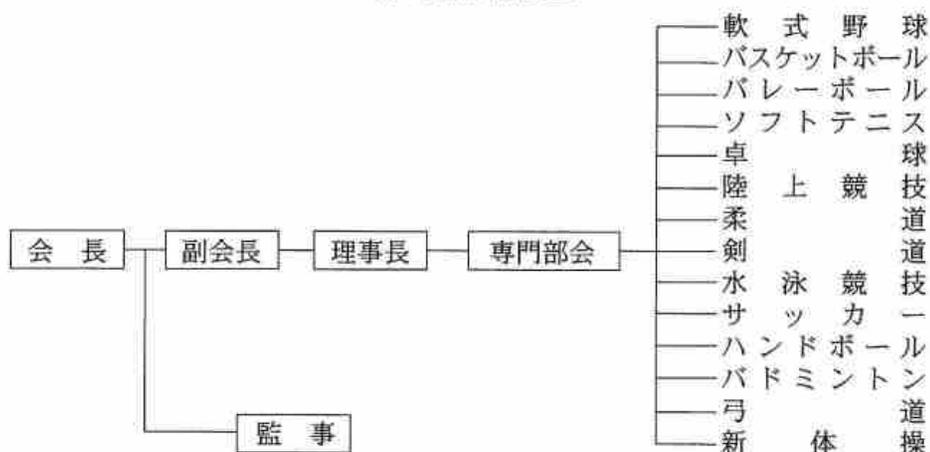
ケ 学校体育の組織

(ア) 土浦市中学校体育連盟

目 的

市内中学生全体を対象としての体育、スポーツの健全な普及、振興に資するとともに、相互の研修活動、行事の精選、効率的な運営を通して、ひとりひとりの調和のとれた全体的な体力の向上と人間性の育成を図る。

(中学校体育連盟)

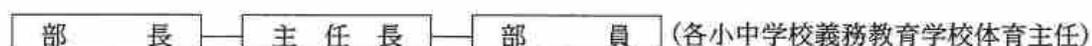


(イ) 土浦市体育保健研究部

目 的

学習指導の内容と効率化の研究及び施設用具の充実と活用、運動の生活化を中心に研究推進する。

(体育保健研究部)

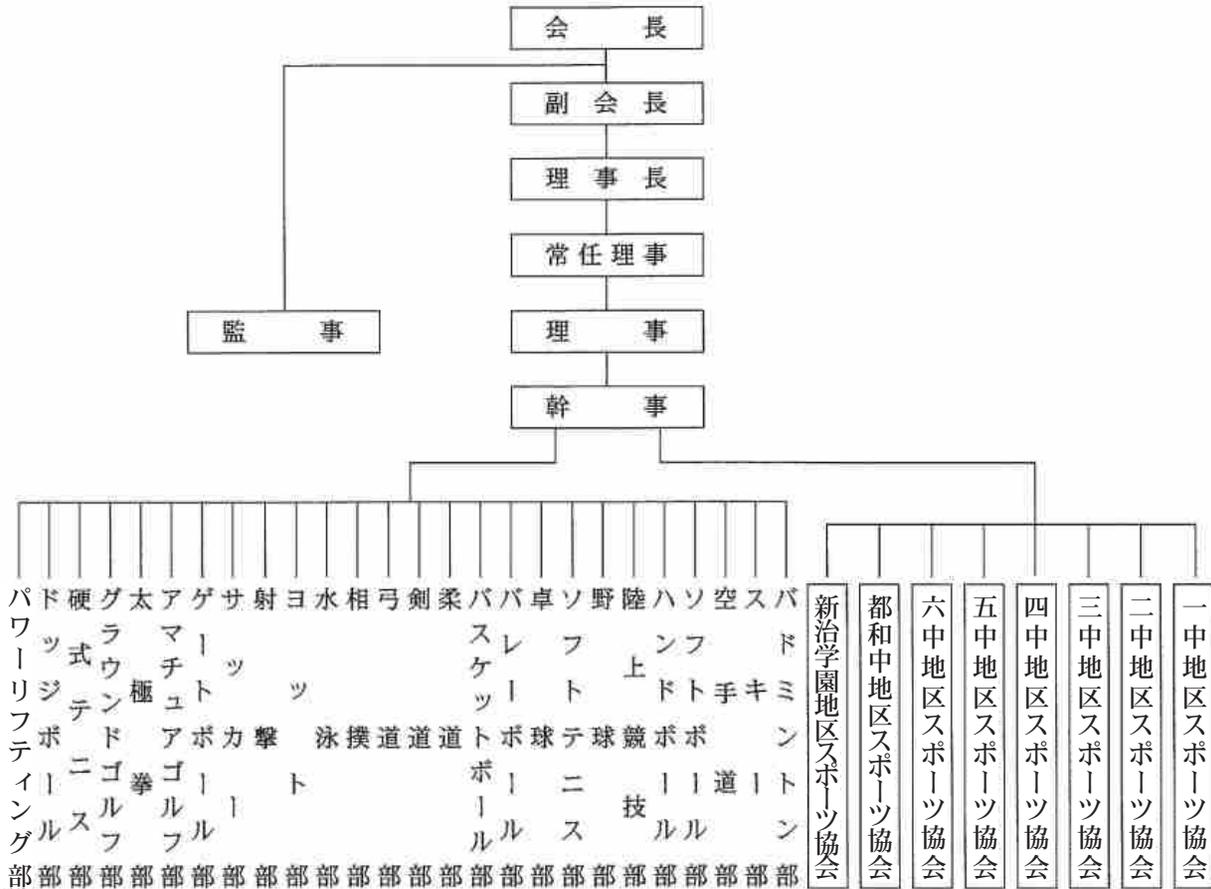


## コ 土浦市スポーツ協会

### 目 的

本会は体育を奨励し、スポーツ精神の普及かん養につとめ、土浦市民の健康と体力の増進を図り、明るい市民生活と健康な社会環境を育成し、土浦市発展の基盤を確立することを目的とする。

### 組 織 図



### 市スポーツ協会の現況

市は、自主的・民主的な運営による健全なスポーツの発展を図り、明朗闊達な市民の育成、ひいては、明るい活力ある土浦市の建設を目指して活動している。

組織図のように、市スポーツ協会は、地区スポーツ協会と専門部との二本の柱を軸とし、地区スポーツ協会は地域内の各地区長、各種組織団体とスポーツ協会役員、スポーツ推進委員等との緊密な連繋のもとに、地域住民の健康の維持増進とスポーツ人口の拡大を目指し、さらに、新旧市民の融和親睦を図り、地域総ぐるみの体制づくりに努力している。

専門部は、市民を対象とするスポーツ諸団体の緊密な連絡協調を図り、正しいスポーツの普及振興を通じて競技力の向上とスポーツ精神の高揚を目指して努力している。

今後、より一層多数の市民が、健康で明るい市民生活を営むには、あらゆる地域職場を通じて、日常生活の中にスポーツを位置づけるため、各種のスポーツ教室を開催し、正しいスポーツの普及振興を図るとともに、体育関係団体と行政との協力の中で、自主的なスポーツグループの育成に積極的に取り組んでいる。